

兵庫県公報

令和7年8月12日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則の一部を改正する規則（公園緑地課）	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則の一部を改正する規則（規則第36号）

働きながら研修を受講し、医療及び福祉の現場に必要な知識を取得することを希望する者が増加していること等から、景観園芸特別研修について、履修期間が1年となる全寮制の研修を廃止する等、研修の実施内容を見直したことを踏まえ、研修料の額について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月12日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県規則第36号

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「次の各号に掲げる研修の期間に応じ、当該各号に定める額」を「月額22,325円」に改め、各号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。